

職業安定分科会雇用保険部会(第89回)

資料2

平成25年6月27日

高齢者関係資料

雇用保険における高齢者の取扱いについて①

経緯

○昭和59年の雇用保険法改正により高年齢求職者給付金制度が創設される以前は、雇用保険制度に高齢者による別段の取扱いはなく、一律に被保険者としての取扱いがされていた。

○高年齢求職者給付金制度の創設（昭和59年 雇用保険法改正）

人口の高齢化による高年齢労働者の増加傾向が今後も予想される中で、65歳以上の高齢者については、労働生活から引退する者が大半であり、就業を希望する場合でも短時間就労や任意就業等の形態の就業を希望する者が半数以上を占め、特に、65歳以降新たにフルタイムの普通勤務に就き、その後、離職して再びフルタイムの雇用に就くための求職活動を行う例は極めて少ないという実態に即した制度設計とするため、高年齢求職者給付金制度が創設された。

また、高年齢求職者給付金制度の創設と併せて、65歳に達した日以後に雇用される者については、法の適用除外とされた。

○高年齢雇用継続給付制度の創設（平成6年 雇用保険法改正）

「雇用の継続が困難となる状態」を「失業」に準じた職業生活上の事故ととらえ、高年齢雇用継続給付制度が創設された。

雇用保険における高齢者の取扱いについて②

現行の適用について

- 65歳に達した日以後に雇用される者については、法の適用除外とされている。
(雇用保険法第6条第1号)
- 被保険者であって、同一の事業主の適用事業に65歳に達した日の前日から引き続いて65歳に達した日以後の日において雇用されている者は高年齢継続被保険者とされている。(法第37条の2)
- 64歳以上の高年齢労働者については、保険料の納付及び負担を免除することとされている。
(労働保険の保険料の徴収等に関する法律)

現行の給付について

- 一般被保険者のうち、60歳以上65歳未満の者における基本手当の給付日数は、被保険者であった期間に応じ、90日～240日となっている。
- 受給資格を満たす高年齢継続被保険者については、高年齢求職者給付金が支給されることとされている。(法第37条の3)
 - ・ 受給資格：離職の日以前1年間に、被保険者期間が通算して6ヶ月以上あること。
 - ・ 給付額：被保険者であった期間が①1年以上の場合は50日分、②1年未満の場合は30日分
- 60歳時点に比べて賃金額が25%を超えて低下した状態で雇用継続する高齢者（被保険者期間が5年以上である60歳以上65歳未満の被保険者）については、高年齢雇用継続給付が支給されることとされている。
 - ・ 給付額：60歳以後の賃金の15%（賃金と給付の合計額が60歳時点の賃金の70.15%～75%にあたる場合は逡減した率）
 - ・ 支給期間：65歳に達するまでの期間

65歳以上への対処について

高年齢求職者給付金の概要

65歳以上の適用

- 65歳に達した日以後に雇用される者（適用除外）
- 同一の事業主の適用事業に65歳に達した日前から引き続いて雇用されている被保険者（高年齢継続被保険者）



給付金の概要

高年齢継続被保険者が失業した場合において、離職の日前1年間に被保険者期間が6月以上ある場合には、公共職業安定所において失業認定を行った上で、基本手当日額の一定日数分の一時金が支給される。

被保険者であった期間	1年未満	1年以上
給付金の額	基本手当日額の30日分	基本手当日額の50日分

高年齢求職者給付金の支給状況

【年度別】

(単位：人、千円、%)

	受給者数		支給金額	
		前年度比		前年度比
平成15年度	123,839	△8.1	33,612,316	△27.8
平成16年度	110,024	△11.2	24,249,472	△27.9
平成17年度	108,194	△1.7	23,630,192	△2.6
平成18年度	109,877	1.6	23,870,545	1.0
平成19年度	114,024	3.8	24,799,937	3.9
平成20年度	134,569	18.0	29,085,114	17.3
平成21年度	163,892	21.8	34,937,954	20.1
平成22年度	147,771	△9.8	30,969,346	△11.4
平成23年度	158,738	7.4	33,032,015	6.7
平成24年度	181,380	14.3	38,979,983	18.0

(注1)各年度の数値は、年度合計値である。

(注2)支給金額は業務統計値である。

【月別】

(単位：人、千円、%)

	受給者数		支給金額	
		前年比		前年比
平成23年 4月	22,559	△18.2	4,801,243	△20.1
5月	23,790	11.5	4,943,733	8.4
6月	12,657	△1.4	2,605,337	△3.3
7月	11,581	△0.3	2,407,692	△2.1
8月	10,081	8.4	2,081,186	6.5
9月	10,027	10.3	2,063,792	11.3
10月	12,432	12.8	2,593,152	14.0
11月	13,642	38.0	2,752,117	37.0
12月	8,266	16.3	1,701,665	19.1
平成24年 1月	10,590	11.8	2,258,077	14.9
2月	11,923	19.0	2,523,148	23.5
3月	11,190	31.3	2,300,872	34.0
4月	25,332	12.3	5,616,348	17.0
5月	29,139	22.5	6,357,616	28.6
6月	14,375	13.6	3,072,922	17.9
7月	13,089	13.0	2,853,059	18.5
8月	12,258	21.6	2,655,736	27.6
9月	11,578	15.5	2,422,618	17.4
10月	14,748	18.6	3,149,165	21.4
11月	13,441	△1.5	2,823,375	2.6
12月	8,716	5.4	1,824,590	7.2
平成25年 1月	12,128	14.5	2,611,990	15.7
2月	13,534	13.5	2,888,984	14.5
3月	13,042	16.6	2,703,579	17.5

高年齢雇用継続給付について

高年齢雇用継続給付の概要

給付金の種類と額

① 高年齢雇用継続基本給付金

被保険者であった期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の労働者であって、60歳以後の各月に支払われる賃金が原則として60歳時点の賃金額の75%未満となった状態で雇用を継続する高年齢者

② 高年齢再就職給付金

基本手当を受給した後、60歳以後に再就職して、再就職後の各月に支払われる賃金額が基本手当の基準となった賃金日額を30倍した額の75%未満となった者で以下の要件を満たす者

- a 基本手当についての被保険者であった期間が5年以上あること
- b 再就職した日の前日における基本手当の支給残日数が100日以上あること
- c 安定した職業に就くことにより被保険者となったこと

(注) 同一の再就職について、再就職手当と高年齢再就職給付金は併給されない。

給付額

60歳以後の各月の賃金の15%

※賃金と給付の合計額が60歳時点の賃金70.15%を超え75%未満の場合は逡減した率【右図参照】

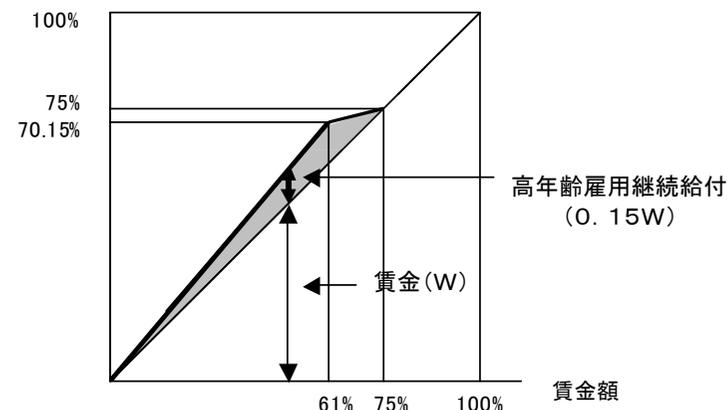
※賃金と給付の合計が月額34万3,396円を超える場合、超える額を減額

支給期間

65歳に達するまでの期間

※②は、基本手当の支給残日数200日以上は2年間、100日以上は1年間

賃金額+給付額



(注) パーセンテージは60歳時点の賃金に対する割合である。

(参考) 主な制度変遷

	平成15年改正以前 (平成7年4月創設)	平成15年改正 (同年5月施行)
給付率	賃金の原則 25% ※賃金と給付額の合計が60歳時賃金に比して ・80-85%：給付額は逡減 ・85%以上：支給しない	賃金の原則 15% ※賃金と給付額の合計が60歳時賃金に比して ・70.15-75%：給付額は逡減 ・75%以上：支給しない

高年齢雇用継続給付の支給状況

【年度別】

(単位：人、千円、%)

	初回受給者数		支給金額	
		前年度比		前年度比
平成15年度	133,542	-	148,826,535	-
平成16年度	119,292	△10.7	138,887,539	△6.7
平成17年度	103,857	△12.9	125,532,735	△9.6
平成18年度	125,382	20.7	110,503,006	△12.0
平成19年度	179,400	43.1	112,548,921	1.9
平成20年度	199,806	11.4	124,820,924	10.9
平成21年度	222,292	11.3	142,429,168	14.1
平成22年度	199,369	△10.3	154,719,011	8.6
平成23年度	195,503	△1.9	171,147,002	10.6
平成24年度	188,726	△3.5	174,502,765	2.0

【月別】

(単位：人、千円、%)

	初回受給者数		支給金額	
		前年比		前年比
平成23年 4月	14,339	△6.3	12,904,534	8.2
5月	22,938	4.4	13,995,384	12.8
6月	27,868	0.4	13,473,704	7.8
7月	21,782	△2.0	14,788,322	10.4
8月	13,692	0.1	13,743,037	8.9
9月	13,745	1.8	14,874,682	11.6
10月	12,632	1.2	14,047,383	13.5
11月	14,252	△6.2	15,152,634	13.1
12月	13,935	△6.3	13,998,713	11.0
平成24年 1月	12,356	△5.9	15,060,198	11.7
2月	12,357	△5.0	13,924,728	9.0
3月	15,607	△4.0	15,183,682	9.1
4月	13,084	△8.8	13,601,799	5.4
5月	21,754	△5.2	15,071,037	7.7
6月	27,174	△2.5	14,017,713	4.0
7月	21,410	△1.7	15,603,637	5.5
8月	13,084	△4.4	14,187,044	3.2
9月	12,768	△7.1	15,103,316	1.5
10月	12,124	△4.0	14,228,306	1.3
11月	14,053	△1.4	15,101,728	△0.3
12月	13,758	△1.3	13,887,140	△0.8
平成25年 1月	12,001	△2.9	14,937,176	△0.8
2月	12,293	△0.5	13,721,396	△1.5
3月	15,223	△2.5	15,042,472	△0.9

(注1)各年度の数値は、年度合計値である。

(注2)支給金額は業務統計値である。

高年齢雇用継続給付の支給状況等

	受給者実人員 (A)	支給額(千円) (B)	一月の一人当たり 平均給付額 (B/A)
平成22年度	6,326,856	154,719,011	24,454円
平成23年度	6,913,710	171,147,002	24,755円
平成24年度	6,942,954	174,502,765	25,134円

	最高額	最低額
一月の一人当たり 最高額及び最低額 (※)	41,233円	1,857円

(※) 平成24年8月1日以降の支給最高額及び最低額

雇用保険課調べ

● 55～59歳層と60～64歳層の賃金比較

年齢	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
55～59歳 (A)	347.0千円	342.4千円	346.5千円	347.0千円	354.1千円
60～64歳 (B)	264.9千円	266.4千円	262.5千円	261.4千円	260.5千円
B/A	76.3%	77.8%	75.8%	75.3%	73.6%

資料出所：賃金構造基本統計調査

高年齢雇用継続給付支給分布

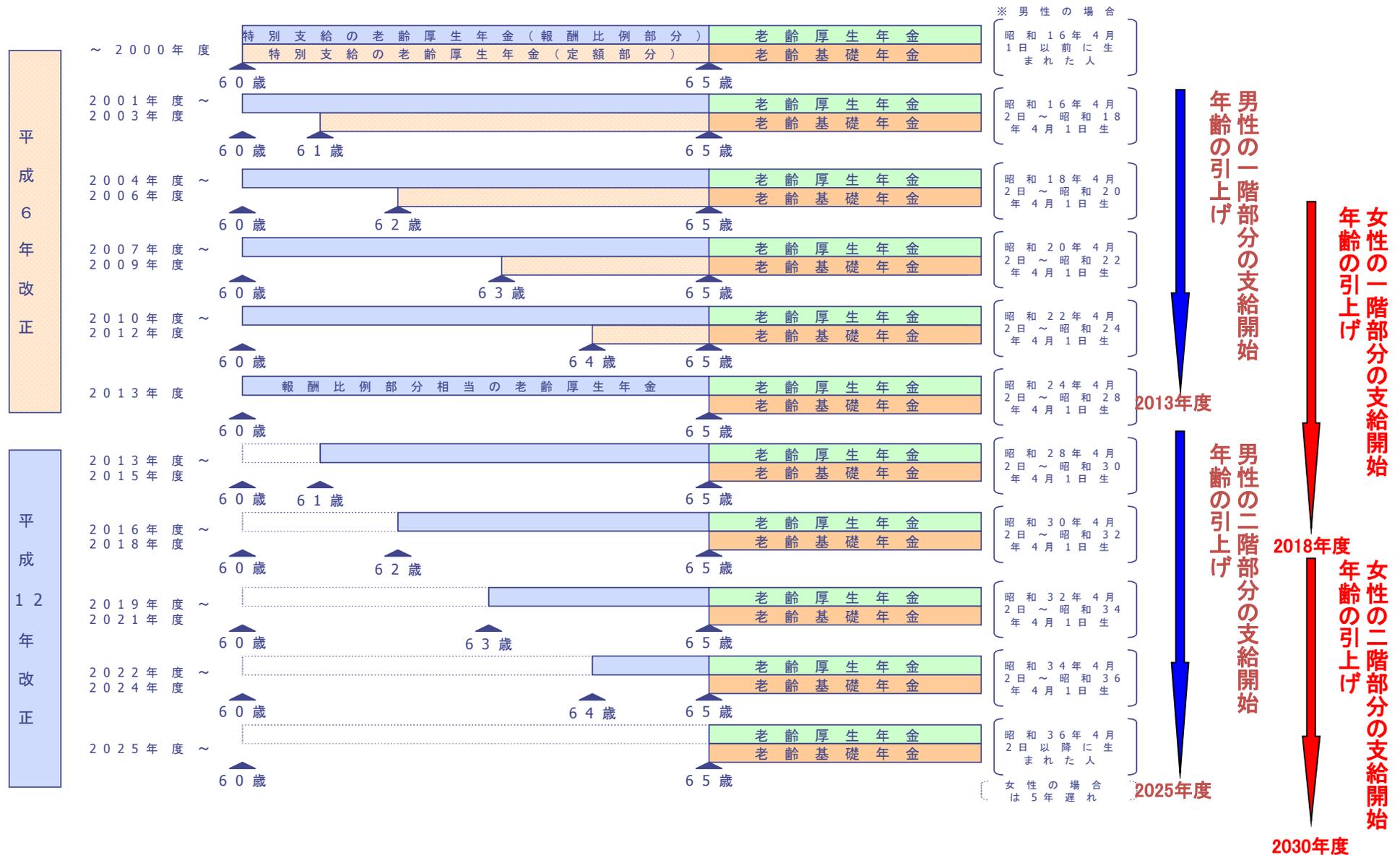
平成24年度

支給金額区分	受給者実人員	割合
	6,942,954	100%
～4,999円	208,485	3%
5,000～ 9,999円	387,626	6%
10,000～ 14,999円	568,130	8%
15,000～ 19,999円	850,748	12%
20,000～ 24,999円	1,138,643	16%
25,000～ 29,999円	1,314,117	19%
30,000～ 34,999円	1,310,170	19%
35,000～ 39,999円	923,701	13%
40,000円～	241,334	3%

雇用保険課調べ

現行の年金支給開始年齢引き上げのスケジュール

○ 現在、2025年まで（女性は2030年まで）にかけて、65歳への引上げの途上にある。



「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律」の概要

【平成24年8月29日成立】

少子高齢化が急速に進展し、若者、女性、高齢者、障害者など働くことができる人全ての就労促進を図り、社会を支える全員参加型社会の実現が求められている中、高齢者の就労促進の一環として、継続雇用制度の対象となる高年齢者につき事業主が定める基準に関する規定を削除し、高年齢者の雇用確保措置を充実させる等の所要の改正を行う。

1. 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止

- ・ 継続雇用制度の対象となる高年齢者につき事業主が労使協定により定める基準により限定できる仕組みを廃止し、定年後の雇用の希望者全員が継続雇用制度の対象になるようにする。

2. 継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大

- ・ 継続雇用制度の対象となる高年齢者が雇用される企業の範囲をグループ企業まで拡大する仕組みを設ける。

3. 義務違反の企業に対する公表規定の導入

- ・ 高年齢者雇用確保措置義務に関する勧告に従わない企業名を公表する規定を設ける。

4. 高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針の策定（衆議院での修正）

- ・ 事業主が講ずべき高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針の根拠を設ける。

5. その他

- ・ 厚生年金（報酬比例部分）の受給開始年齢に到達した以降の者を対象に、基準を引き続き利用できる12年間の経過措置を設けるほか、所要の規定の整備を行う。

施行期日：平成25年4月1日

雇用保険部会報告書(平成24年1月6日)

65歳以上への対処

- マルチジョブホルダー、65歳以上への対処及び教育訓練給付については、今後の雇用失業情勢や社会経済情勢等を勘案しつつ、今後は、中長期的な観点から議論していくべきである。

高年齢雇用継続給付

- 高年齢雇用継続給付については、平成19年1月9日の雇用保険部会報告において、「原則として平成24年度までの措置」とすべきとされたが、平成21年12月28日の雇用保険部会報告においては、「60歳代前半層の雇用の状況を踏まえ、平成25年度以降のあり方をあらためて検討すべき」とされた。
- 高年齢雇用継続給付については、制度の存在意義を問う意見がある一方で、制度の拡充等を図るべきという意見もある。
高年齢者雇用安定法に基づく高年齢者雇用確保措置の義務年齢が平成25年度に65歳まで引き上げられるが、高年齢雇用継続給付は、実態として労使間で広く定着し、高年齢者の雇用促進に重要な役割を果たしているのが現状である。
- こうした現状を踏まえ、雇用と年金の接続に資する観点も考慮し、高年齢雇用継続給付は当面の間は存置することとし、今後の高齢者雇用の動向を注視しつつ、その在り方について改めて再検証すべきである。

論 点

(65歳以上への対処)

- 65歳以降で雇用される者が適用除外されていることについて、どう考えるのか。

(高年齢雇用継続給付)

- 高年齢雇用継続給付について、どう考えるのか。

(参考) 高齢者の就業に関するデータ

年齢階級別雇用者数の年次推移

(万人)

	男女計	男性	女性
21年平均	5478	3146	2332
45～54歳	1138	637	502
55～64歳	983	584	399
65歳以上	319	203	116
22年平均	5479	3128	2351
45～54歳	1150	642	508
55～64歳	996	584	412
65歳以上	318	198	120
23年平均	5494	3138	2356
45～54歳	1151	642	509
55～64歳	1002	585	417
65歳以上	327	204	123
24年平均	5522	3147	2375
45～54歳	1177	654	523
55～64歳	993	584	410
65歳以上	353	218	135

注) 15～44歳の雇用者数内訳については省略。

注) 平成23年平均は、東日本大震災の影響により、補完推計値を用いた参考値を掲載している。

資料出所：総務省・労働力調査（平成24年）

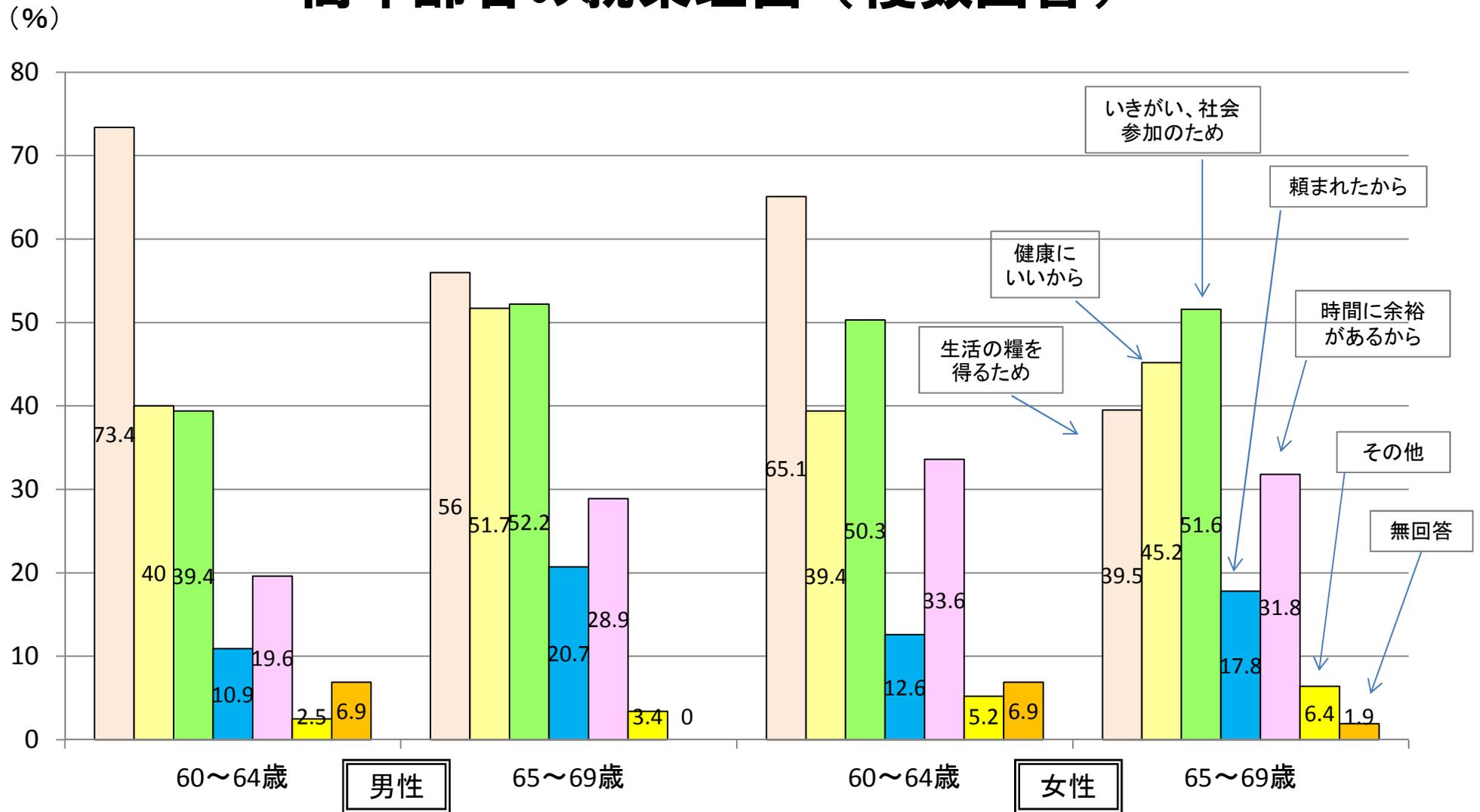
就業率の国際比較

(%)

			日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	イタリア	スウェーデン	韓国
就業率 (2011)	男女計	55-59歳	75.2	68.1	69.8	73.8	63.9	55.3	82.1	67.4
		60-64歳	57.3	50.8	44.4	44.2	18.8	20.9	63.4	55.1
		65歳以上	19.3	16.7	8.8	4.6	2.0	3.2	11.8	28.9
	男	55-59歳	88.5	72.8	74.0	80.0	67.4	67.4	83.7	81.7
		60-64歳	70.9	54.7	55.1	52.2	20.4	29.5	68.4	69.6
		65歳以上	27.6	21.3	11.9	6.6	2.8	5.6	15.7	39.6
	女	55-59歳	62.1	63.6	65.7	67.8	60.5	43.8	80.4	53.2
		60-64歳	44.2	47.2	34.2	36.3	17.4	12.8	58.5	41.3
		65歳以上	13.1	13.1	6.3	3.1	1.4	1.3	8.0	21.4

資料出所：労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較（2013）」

高年齢者の就業理由（複数回答）



資料出所： JILPT「高年齢者の継続雇用等、就業実態に関する調査」(平成23年)

注1) 基本的に雇用者である者を対象にしたもの

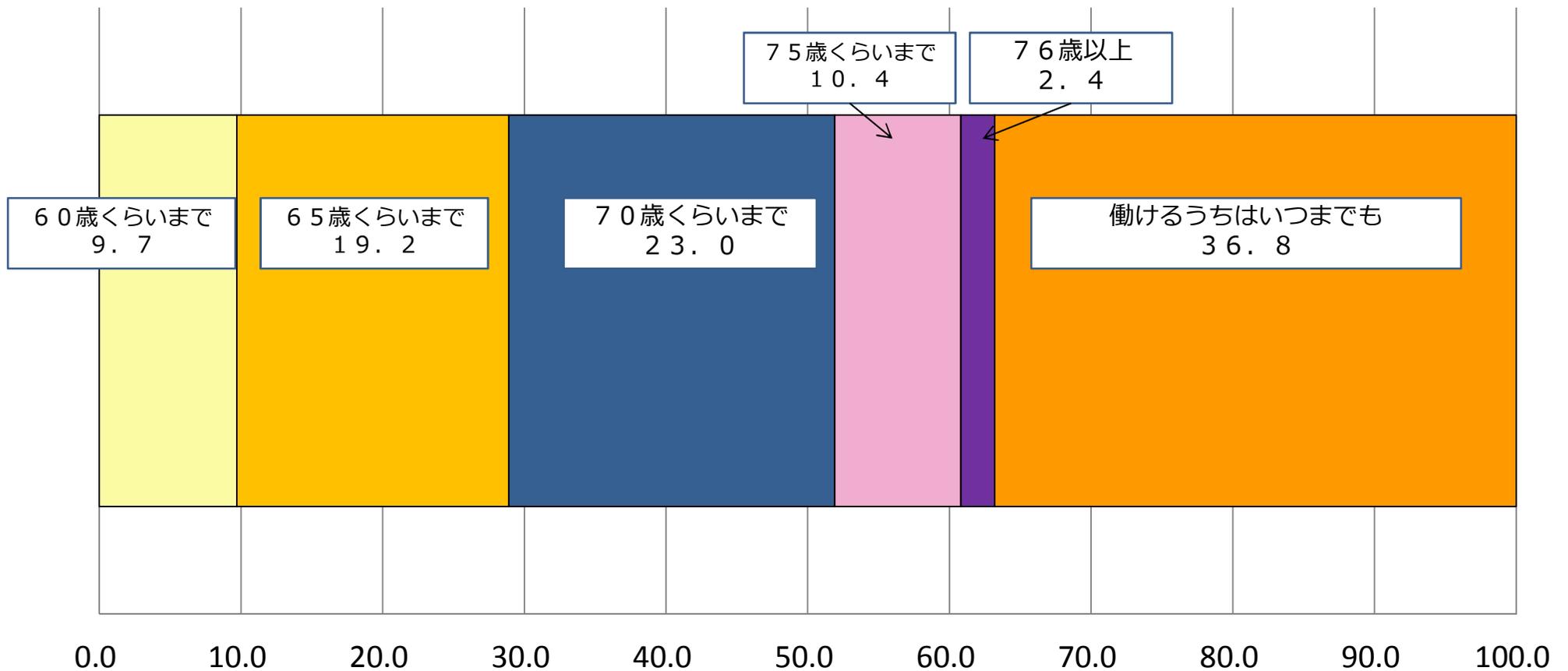
注2) 60～64歳は雇用者のみの回答、65～69歳は自営業者を含む

注3) 本調査は、平成23年7月の就業等の状況について調査を行ったもの

高齢者の就業意欲

- 日本の高齢者は、就業意欲が高く、働けるうちはいつまでも働きたいという者、70歳以上まで働きたいという者が、それぞれ3割以上いる。

いつまで働きたいか（60歳以上の人）



資料出所：内閣府「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」（2008）
（注） 60歳以上の男女を対象とした調査（n=3,293）